

指 示 第 8 号

平成 30 年 3 月 26 日

大阪拘置所長 山 中 隆

経理係受刑者に対する個人教誨及び個人面接の実施要領について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 90 条（社会との連携）を適用する必要がある場合として、同法第 68 条第 1 項（宗教上の儀式行事及び教誨）、同法第 39 条第 2 項（余暇活動の援助）に基づく教誨師による個人教誨及び篤志面接委員による個人面接の実施要領を下記のとおり定める。

なお、死刑確定者に対する個人教誨については、別途定める。

おって、平成 24 年 8 月 29 日所長指示第 42 号「服喪に関する取扱いについて」記の 4 の（5）を削除する。

記

1 主管

統括矯正処遇官（教育担当）（以下「教育統括」という。）が主管し、当該事務を分掌する刑務官等（以下「教育担当者」という。）がその事務を執り行う。

2 対象者

経理係受刑者

3 実施方法

（1）周知

受刑者の生活の心得（経理係受刑者のみ）に概要を掲載する他、講堂等に制度の概要を掲示する等の方法で、適宜周知を図ることとする。

（2）受付

ア 個人教誨

経理係受刑者が希望する場合、希望する宗派・礼拝等の目的を記載した願箋を提出させる。

イ 個人面接

経理係受刑者が希望する場合、相談の概要を記載した願箋を提出させる。

また、以前に個人面接を受けた篤志面接委員を希望する場合は、その事情を斟酌するものとする。

